

# 福岡県内で活動するこども食堂に対し、支援金を給付します

## 目的

物価高騰により食材費が増加する中で、無料又は少額でこどもに食事を提供し、こどもの居場所となっているこども食堂に対し、安定的な活動を支援するため、支援金を給付します

※支援金の給付を受けるには、申請が必要です

## 内容

### ○給付対象

福岡県内で活動するこども食堂

(こども食堂の概要を所在市町村へ提供することに同意いただくなどの要件有)

### ○給付額

こども食堂の活動 1回あたり3,000円

### ○給付対象期間

**令和7年4月1日から令和8年3月31日**に行う活動が対象。

(回数の算定にあたり、活動した1日を1回としてください)

### ○申請期間

令和8年1月15日(木)から**令和8年6月30日(火)まで**

(予算の上限額に達した場合、6月30日より前に受付終了する場合があります)

## 提出書類

- 申請方法が3種類あり、それぞれ提出書類が異なります  
別紙「～申請・請求の流れ～」を参照ください

※下記の要件を満たす場合は、下記書類については提出不要です

### 【要件】

令和6年度こども食堂物価高騰対策支援金給付要綱に基づく給付を受けたこども食堂

(令和6年8月から10月まで及び令和7年1月から3月までの活動に対する支援金)

### 【提出不要書類】

活動実績日がわかる書類

※ただし、給付申請の精査段階で、活動状況に疑義が生じた場合等は、提出を依頼する場合があります。

※以下の県HPに申請様式(記載例含む)等の資料を掲載していますので、ご活用ください。



【県HP QRコード】

## ～申請・請求の流れ（イメージ）～

### パターン①

3月までの活動が終了した後に申請

#### こども食堂の活動

（対象期間：R7年4月からR8年3月）

#### 支援金の申請・実績報告・請求

【送付する書類】

- 1) 納付申請書
- 2) こども食堂概要書及び同意書
- 3) 活動計画（報告）書兼給付額計算書
- 4) 実績報告書

#### 他の必要書類（パターン①～③全てで必要）

##### ○申請時

- ・申請者が法人の場合→登記簿謄本の写し、個人の場合→運転免許証のコピー等
- ・申請時点までの活動実績日を確認できるチラシやSNS等にあげている画面コピー等 ※

##### ○実績報告時

- ・3月までの活動実績日を確認できるチラシやSNS等にあげている画面コピー等（既に提出済み分は不要）※

※1ページ目の要件に該当する場合は不要

### パターン②（概算払）

3月までに申請⇒活動終了前に支援金を受ける

#### 支援金の申請・請求

【送付する書類】

- 1) 納付申請書
- 2) こども食堂概要書及び同意書
- 3) 活動計画（報告）書兼給付額計算書
- 4) 概算払請求書（様式第5号）

### パターン③（精算払）

3月までに申請⇒活動終了後に支援金を受ける

#### 支援金の申請

【送付する書類】

- 1) 納付申請書
- 2) こども食堂概要書及び同意書
- 3) 活動計画（報告）書兼給付額計算書

#### こども食堂の活動

（対象期間：R7年4月からR8年3月）

※申請・請求したときから活動回数が変わった場合は、下記申請先までご連絡ください。

#### 実績報告（活動終了後速やかに提出ください）

【送付する書類】

- 1) 実績報告書
- 2) 活動計画（報告）書兼給付額計算書

活動実績に対し、概算払で受領した支援金の額に過不足がある場合は、  
・支援金の返納  
または  
・実績報告時の支払いとなります。

#### 実績報告・請求

【送付する書類】

- 1) 実績報告書
- 2) 活動計画（報告）書兼給付額計算書

#### 申請・問い合わせ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
福祉労働部こども未来課 居場所づくり係  
TEL：092-643-3577  
mail : komirai-ibasyo@pref.fukuoka.lg.jp